

せいかつ ほ ご  
**生活保護のしおり**



い い づ か し ふ く し じ む し ょ  
**飯塚市福祉事務所**

【令和8年1月発行】

# もくじ

1. 生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ページ
2. 生活保護が決定するまでの流れ・・・・・・・・・・2 ページ
3. 生活保護を受けるには・・・・・・・・・・3 ページ
4. 保護の決定・・・・・・・・・・5 ページ
5. 生活保護の種類・・・・・・・・・・7 ページ  
生活保護費の支給について・・・・・・・・・・8 ページ  
民生委員やあなたの生活の支援員など・・・・・・・・・・8 ページ
6. 生活保護の開始が決定したら・・・・・・・・・・9 ページ  
生活保護の権利として保障されること・・・・・・・・・・9 ページ  
生活保護の義務として守っていただくこと・・10 ページ  
高校生のアルバイト収入について・・・・・・・・11 ページ  
就労自立給付金、進学・就職準備給付金・・11 ページ  
保護費の返還・不正受給について・・・・・・・・12 ページ  
医療扶助（現物支給）のしくみ・・・・・・・・13 ページ  
病院にかかるとき・・・・・・・・・・14 ページ  
後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について・14 ページ  
介護扶助（現物支給）のしくみ・・・・・・・・15 ページ  
介護サービスを利用したいとき・・・・・・・・15 ページ
- 生活保護申請時に確認が必要なもの・・・・・・・・16 ページ
- メモ欄、担当ケースワーカー・・・・・・・・17 ページ
- 福祉事務所、係・担当地区・・・・・・・・18 ページ

# 1.生活保護とは

病気や高齢で働けなくなったり、家計を支えていた人が亡くなったりする等の事情で、資産や能力等あらゆるものを活用しても、なお生活に困っているすべての国民（外国籍の方は一定の要件を満たす場合に限り、生活保護制度と同様な保護の対象になります。）に対して、国の責任において、必要な保護を行うものです。

日本国憲法が保障する生存権に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活（経済的自立・日常生活自立・社会生活自立）ができるように支援することを目的とした制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

## ・日本国憲法

第 25 条【生存権、国の社会的使命】

- ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

## ・生活保護法

第 1 条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

## 2.生活保護が決定するまでの流れ

### 相談

#### 生活保護



生活保護の申請をお考えのかたは、福祉事務所やお近くの民生委員にご相談ください。

現在お困りのことをお聞きして、生活保護制度のしくみやその他の社会保障制度等の活用についてご説明します。なおご相談にあたり世帯の状況（収入、資産、住まい、健康状態、親族等）をおたずねします。



### 申請



生活保護の申請意思のあるかたは、保護申請書を提出していただきます。また、調査のために必要な書類（同意書、収入申告書、資産申告書）、関連する資料（世帯員すべての預貯金通帳の写し、給与明細書等）の提出にご協力ください。

また、行政サービス各種の利用状況を確認するために、個人番号（マイナンバー）の提示もお願いします。



### 調査



申請後、世帯の生活保護の必要性を判断するために、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）があなたのお宅を訪問して生活状況を把握するとともに、各種調査（資産、収入、扶養、稼働能力等）を実施します。



### 決定



生活や資産状況の調査をもとに、生活保護が必要かどうか判定します。その結果、保護が受けられる場合には「保護決定通知書」、受けられない場合には「保護申請却下決定通知書」により回答します。

通知は、申請があった日から原則 14 日（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長 30 日）以内に行います。

※暴力団員は、原則として生活保護を受けることはできません。

### 3.生活保護を受けるには

生活保護を受けるには、利用できる資産、能力、他の制度を活用することが必要です。

#### ・資産の活用

◇現金、預貯金、不動産、自動車、バイク、有価証券、貴金属等の資産は、活用あるいは処分することにより、生活の維持に充てる必要があります。ただし、一部の資産については、一定の要件を満たす場合に保有が認められる場合があります。

（詳細は4ページ「【資産の活用】について」）

◇保護開始時に即座に現金化できなかった資産は、売却等により現金を受け取った時にすでに支給された保護費を返していただきます。

（詳細は12ページ「保護費の返還について」）

◇資産状況は、最低年1回資産申告書と関連する資料（預貯金通帳、保険証書等）の提出により確認しています。

#### ・能力の活用

◇世帯の中で働くことができる方がいる場合は、健康状態や能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障害、その他の働けない理由がある場合を除きます。

◇保護開始後も、働いて収入を得る努力をする必要があります。

◇働きによる収入がない人は、収入がないことの申告が必要です。なお、福祉事務所の指導・指示による求職活動中の方は、毎月申告が必要です。

#### ・他の制度の活用

◇年金や手当等、他の制度からの給付を受けることができる場合には、まずそれらを活用する必要があります。

◇保護開始後も、他制度の給付のための手続きをする必要があります。

※各種年金、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、自立支援医療（精神通院、更生医療）等

#### ・扶養義務者の扶養

◇親・子・兄弟姉妹など、民法の扶養義務がある親族からの扶養（援助）がない場合でも保護を受けることができます。ただし、親族からの金銭的援助があれば、生活保護費に優先して生活費にあてていただきます。

◇福祉事務所では、扶養ができるかどうかの調査を行いますが、申請者の状況を確認した上で、調査について検討を行います。事前にご相談ください。（DVや虐待等、扶養照会が保護を受ける世帯の自立を阻害することになる場合など）

## ※【資産の活用】について

### 【預貯金】

金融機関の口座は名義人を所有者と判断します。保護を受ける世帯の人が名義人である口座の預貯金は原則としてすべて資産となります。(名義人が管理、認識していない場合を含みます。)

### 【不動産】

居住用の土地・家屋は保有できますが、処分価値が高い場合は売却処分の対象となります。

また、住宅ローンを保護費から返済することは、最低限度の生活を保障する制度の趣旨に反するため原則として認められません。

なお、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」

(65歳以上の世帯等が住居を担保に住み続けながら、生活資金の貸付を受けられる制度)が利用できる場合は、生活保護に優先して活用していただきます。

### 【自動車】(一部承認の条件として任意保険の加入は必須)

原則として自動車の保有は認められず売却処分の対象となります。

また、他人名義であっても、現に占有し利用することはできません。ただし、障害者の通勤・通院の場合や概ね6か月以内に就労により自立が見込まれる場合は例外的に保有が認められる場合があります。

### 【バイク】(一部承認の条件として任意保険の加入は必須)

総排気量が125ccを超えるものは、自動車に準じて売却処分の対象となります。なお、総排気量が125cc以下のもの及び原動機付自転車は、最低限度の生活を維持するために活用されている等、一定の要件を満たしていれば保有が認められます。

### 【保険】

保険は契約者を所有者と判断しますので、保護を受ける方が契約者となる保険は原則として資産となります。保険金の受取人が保護を受ける世帯の方で、保護開始時の保険料が少額の場合には、保有が認められることがあります。

生命保険は、保険金を受け取った時点で、所定の額を返還していただきます。

保険は契約内容が様々なので、ケースワーカーにおたずねください。

### 【借金】

保護費から返済することは、最低限度の生活を保障する制度の趣旨に反するため認められません。債務整理等の手続きをしていただく場合があります。

## 4.保護の決定

### ・生活保護は世帯単位で決定

生活保護は「世帯」単位で受けることが原則です。

世帯とは世帯員が「一緒に生活していて、生計をともにしている」状態のことをいいます。よって、血縁関係や婚姻関係がなくても、世帯として一緒に生活している実態があれば、同一の世帯として判断されます。

また、住居が別でも生計が一緒であれば、同じ世帯として取り扱う場合があります。

### ・生活保護は現在住んでいる場所で実施します

保護は、定まった住所や住民登録がなくても、実際に生活している住所の福祉事務所が行います。ただし、外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書に記載された住所となります。

### ・生活保護の基準

生活保護は、国が定める基準により計算された「最低生活費」（生活に必要な費用と各種加算額の合計額）と世帯の収入額を比べて、不足する額を保護費として支給します。

収入とは、働いて得た収入、年金、手当、親族等からの仕送り、贈与、資産処分で得た収入、保険金、借金、配当金 等、世帯全体の収入すべてを合計したものです。

働いて得た収入については、必要経費や収入額に応じた額を手元に残すことができ（基礎控除）、控除後の金額を生活保護費決定に用いる収入額として扱います。

保護費は、世帯の状況や世帯の収入状況によって月ごとに変動するため、定額ではありません。

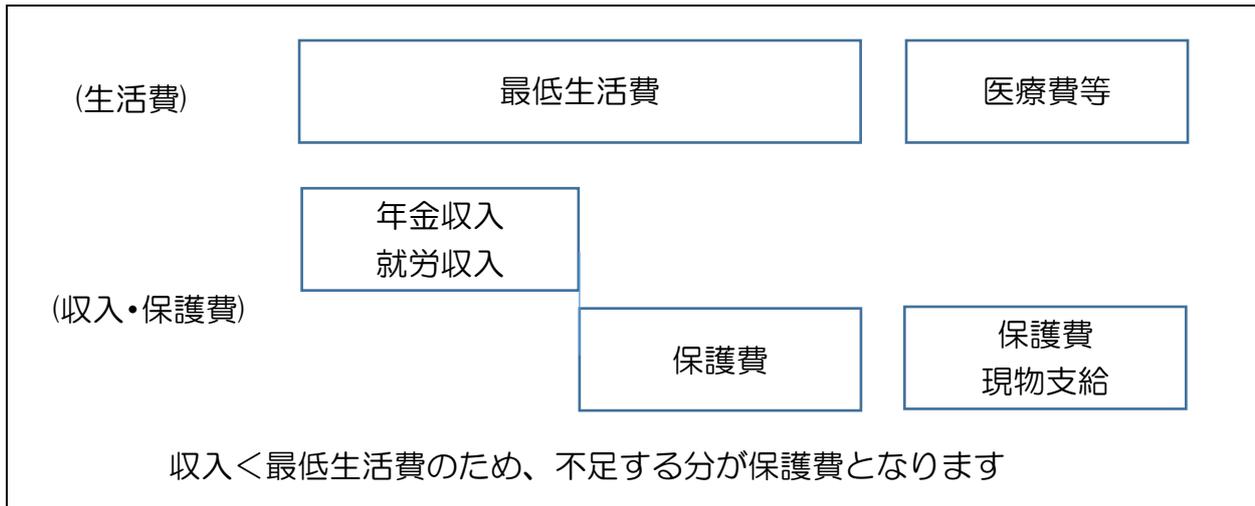
また、国の定める最低生活費は基準改定により変更される場合があります。

### 生活保護法 第4条（保護の補足性）

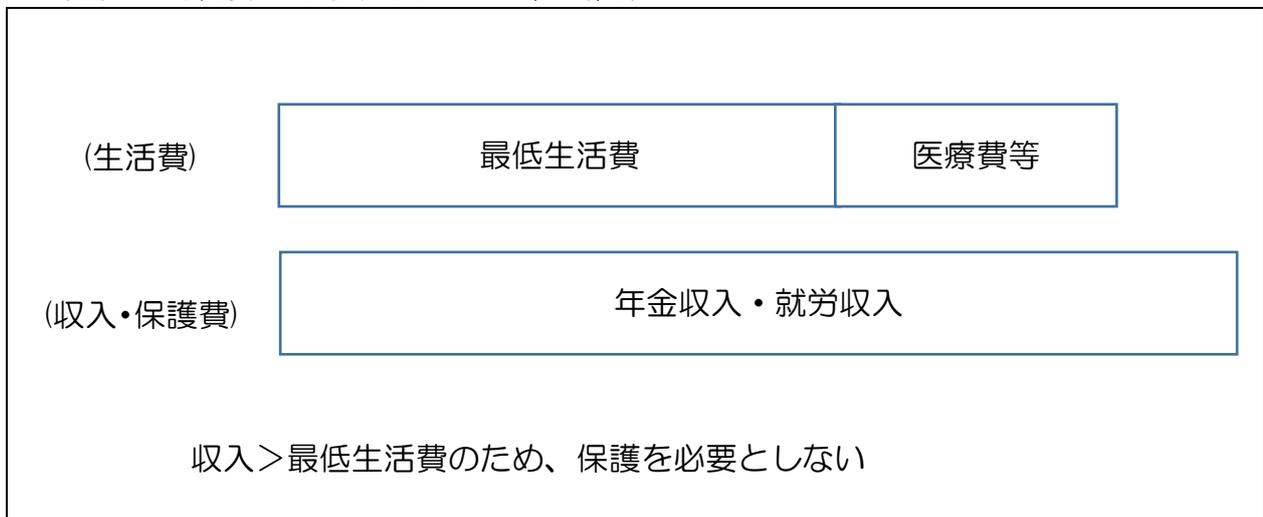
保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

最低生活費とは…世帯全体の食費・衣類・光熱水費・家具什器などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育・高校就学に必要な経費などを合わせたもの。

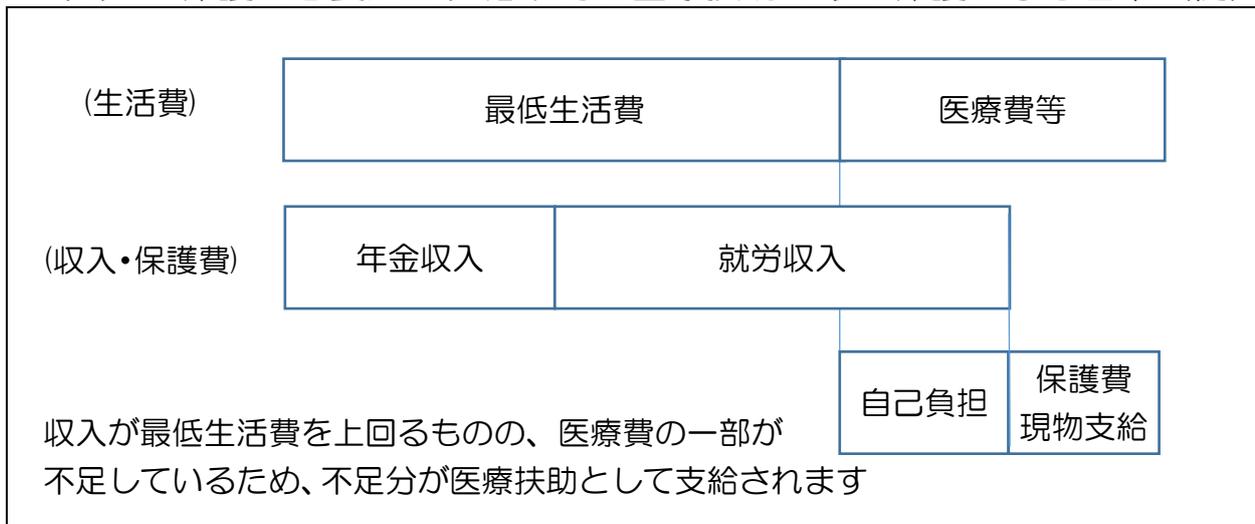
(1) 保護が必要な世帯（例）



(2) 保護が必要でない世帯（例）

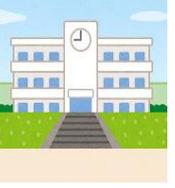


(3) 保護が必要だが、結果的に医療扶助のみの保護となる世帯（例）



## 5.生活保護の種類

国の基準で定められた 8 種類があり、必要に応じて支給されます。

生活 扶助		毎日の生活に必要な衣類・食料・光熱水費や 移送の費用
住宅 扶助		住宅の家賃・地代などの費用や 住宅の補修・住宅の維持に必要な費用
教育 扶助		義務教育に伴う学用品、教材、給食費、学級費、 通学用品、クラブ活動に伴う費用
医療 扶助		病気やケガの治療費、入院中の食費や通院に必要な 交通費など、病院にかかる費用
介護 扶助		居宅介護、施設介護などの介護サービスを 受けるために必要な費用
出産 扶助		出産に必要な費用（入院代、分娩料など）
生業 扶助		高等学校の就学に関する費用、 仕事の技術や技能を身につけるための費用
葬祭 扶助		葬祭に関する費用 親類などの、葬儀を営まれた方（喪主）への扶助

## 生活保護費の支給について

- 保護費の支給日について

毎月 1 日に、その月の保護費を支給します。

1 日が土曜日、日曜日および祝日の場合は支給日が変更になります。支給日が変更になるときは、事前にお知らせします。

- 保護費の支給方法について

保護費の支給方法は、現金支給または口座振込となります。

現金による支給は、福祉事務所（本庁 生活支援課）や各支所等で行います。受け取りには印鑑と医療カードが必要です。

現金支給のときは、必ず本人が受給してください。やむを得ず代理人が受給する場合は、委任状が必要です。

口座振込による支給は、事前に、振込口座の設定手続が必要となります。詳しくは、ケースワーカーにおたずねください。

## 民生委員やあなたの生活の支援員など

あなたが住んでいる地域には、福祉事務所と協力関係にある民生委員・児童委員がいます。また、福祉事務所には就労支援員や母子相談員がいます。さらに、福祉事務所内にはハローワークが常設されており、求職活動を行うこともできます。子育てや仕事のことなど、困ったことや悩んでいることなどがありましたら、安心して相談してください。

## 6.生活保護の開始が決定したら

### 生活保護の権利として保障されること

- 1 正当な理由がなければ、すでに決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。
- 2 保護費に税金を課せられることはありません。また、保護費や保護を受ける権利は、差押えられることはありません。
- 3 福祉事務所のおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止または廃止などの決定に疑問があるときは、福祉事務所に直接説明を求めることができます。それでもなお、決定に不服のあるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に福岡県知事に対し、不服の申立て(審査請求)をすることができます。ただし、日本国籍を有していない方は、審査請求をすることができません。
- 4 保護受給中には次のようなものが減額・免除される場合があります。手続方法などの詳細はケースワーカーにお尋ねください。
  - 国民年金の保険料   ○固定資産税・市県民税
  - 児童クラブの利用料   ○保育所(園)・認定こども園の保育料
  - 下水道使用料   ○NHK放送受信料

## 生活保護の義務として守っていただくこと

- 1 生活保護を受ける権利をゆすり渡すことはできません。
- 2 働くことができる人は、能力に応じて働かなければなりません。
- 3 無駄な支出をさけ、生活の維持、将来の自立へ向け努めてください。よって家賃や公共料金等の支払いを滞納することや、ギャンブル等で保護費を過度に浪費することのないようにしてください。
- 4 次のような場合は、福祉事務所へ必ず届出をしてください。
  - ①仕事を始めたとき、変わるとき、やめたとき。
  - ②収入を得たとき。(給与、雇用保険、年金、手当など)  
※上記①②には高校生によるアルバイトも含まれます。
  - ③家族が増えるとき、または減るとき。
  - ④入院、退院をしたとき、または入院先が変わったとき。
  - ⑤住所が変わるときや、家賃、借地料が変わるとき。
  - ⑥健康保険に加入したとき、脱退したとき。
  - ⑦その他、家族の生活状況がそれまでと変わるとき。  
(交通事故にあったとき、長期不在にするとき、海外渡航するときなど)
- 5 あなたの生活の維持、向上とその他保護の目的達成のため、福祉事務所は指導や指示をすることがあります。その指導や指示には従わなくてはなりません。従えない特別な事情がある場合は、担当ケースワーカーを通じて弁明を行うことができます。
- 6 自動車の保有・運転は原則として認められません。また、他人名義の車の借用も認められません。このような事実が判明したときは、保護の停止や廃止などの処分を受けることがあります。なお、個別の事情によっては自動車の保有が認められる場合も有ります。
- 7 借金をすることはできません。借金をした場合は収入として認定され、保護費が少なくなります。  
※奨学金等是一部例外もありますので、事前にケースワーカーへ相談してください。金銭を貸すことはできません。金銭を貸し、その返還を受けた場合については収入として認定し、保護費が少なくなります。

## 高校生のアルバイト収入について

高校生のアルバイト収入については、就学に伴う経費（修学旅行積立金などの、保護から扶助されない不足分など）が控除されます。

また、高校卒業後の就職に向けた運転免許取得費用や、大学等への進学費用などを積み立てる場合も、控除の対象とすることができます。

## 就労自立給付金

働きによる収入の増加に伴い生活保護から自立する場合は、自立の助長のため、就労自立給付金が支給される場合があります。

## 進学準備給付金

高校を卒業した年の4月に大学等に進学するため生活保護受給世帯から離れるお子さんには、一時金（自宅生…10万円、自宅外生…30万円）が支給される場合があります。

## 就職準備給付金

18歳の誕生日から最初の3月31日までの間にある方で、学校卒業後に就職される方には、一時金（自宅通勤…10万円、自宅外から通勤…30万円）が支給される場合があります。

※各制度と給付金には、給付要件などの条件があります。

詳しくはケースワーカーにおたずねください。

## 保護費の返還について

次のような場合には、すでに支給された保護費を福祉事務所へ速やかに返す必要があります。保護費の返還は生活保護法に規定された義務となります。

### ・保護費の算定後に、状況の変化があった場合

世帯員の減少、入院、収入の増加があったときは保護費が少なくなりますが、変更の処理が間に合わず、変更前の金額が支給されることがあります。この場合、多く受け取った分を返していただきます。（翌月以降の保護費で調整する場合があります。）

### ・活用できる資産等がありながら、保護を受けた場合

次のような場合には、届け出てください。

◇保護開始時には、現金化できなかった資産（土地、家屋、貴金属、有価証券等）を保護開始後に売却して現金を受け取った場合

◇保険の解約返戻金や給付金（満期・特約）等を受け取った場合

◇年金や手当等で、支給されていなかった分をまとめて受け取った場合

◇交通事故等による保険金、補償金、示談金（慰謝料等）を受け取った場合

◇財産を相続した場合

◇借金の過払い金を受け取った場合

◇その他、処分されていなかった資産を現金化して金銭を得た場合

※ 世帯の自立に役立つと福祉事務所が判断した費用については、減額される場合があります。くわしくはケースワーカーに相談してください。

## 保護費の不正受給について

生活に困っていないにもかかわらず保護を申請して受給したり、保護を受けているときの収入や生活状況の変化を正しく申告しなかったり等、不正な手段により保護費を受け取った、あるいは他人に受け取らせた場合は、不正受給となります。また、住宅扶助費など目的が定められた保護費を目的外に消費してはいけません。

不正受給した保護費（医療費等を含む）は徴収されることになり、罰則として加算金の徴収や刑事告発等が行われる場合もあります。

※福祉事務所では、毎年、課税調査を行っており、届出を受けた収入と、勤務先から市役所等に提出される給与支払報告書等の内容が一致しているかを確認しています。

## 医療扶助（現物支給）のしくみ

病気やけがで病院へ通院または入院する際の治療費は医療扶助として、福祉事務所から医療機関に直接支払われます。この他に、通院の交通費、メガネや治療に必要な装具等が医療扶助の対象となります。

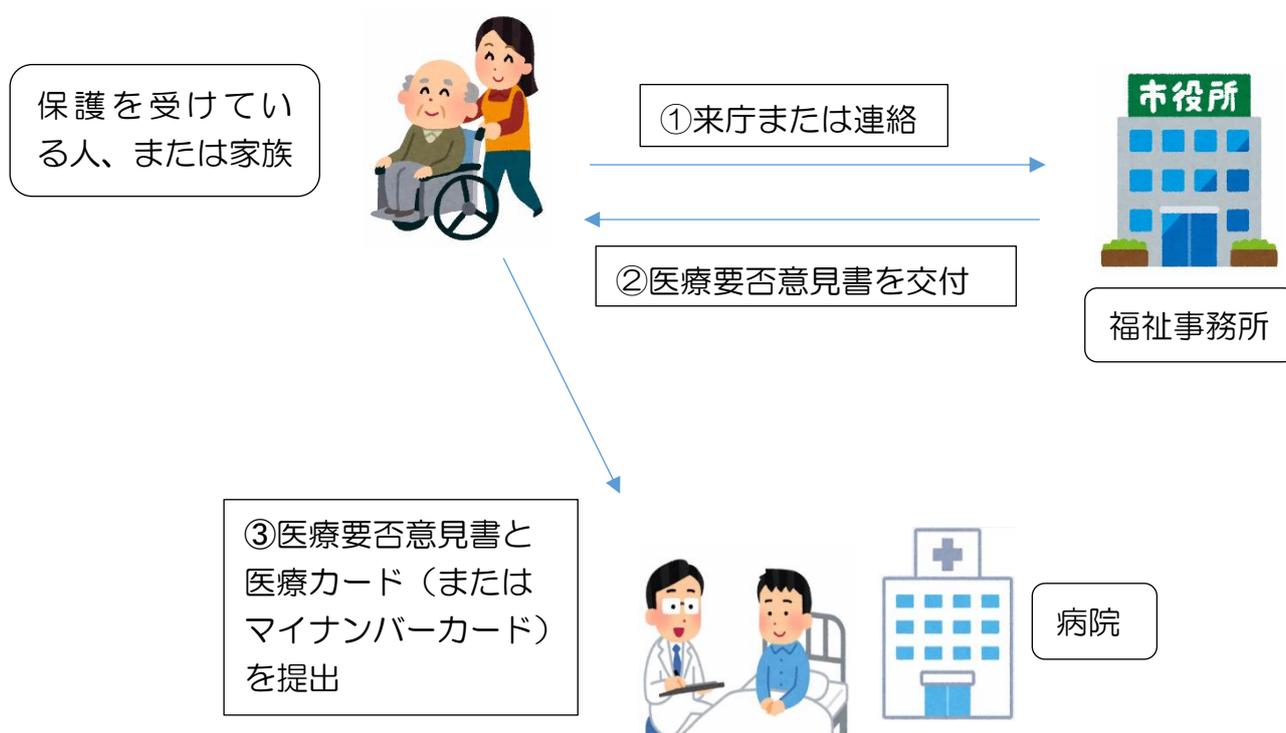
### ※病院にかかる際には次のことに注意が必要です※

- (1) 生活保護の指定医療機関（病院・薬局）を受診してください。
- (2) 健康保険適用範囲内の治療に限られます。  
差額ベッド代などは扶助されません。
- (3) 原則、同じ病気やケガで複数の病院を受診できません。
- (4) 『国民健康保険証』・『後期高齢者医療被保険者証』・『こども医療証』・『ひとり親医療証』等は使うことができません。ただし、社会保険証（勤め先の健康保険証）がある場合には、引き続きお使いいただきますので、ケースワーカーに社会保険証の写しを提出してください。
- (5) 保護申請中に病院や薬局を受診する必要がある場合は、必ず、受診先で、保護申請中であることを申し出てください。  
また、ケースワーカーにも受診したことを伝えてください。
- (6) 『自立支援医療（精神通院）』・『難病医療費助成』等の各種受給者証を利用している人は、変更手続きが必要となるため、ケースワーカーに申し出てください。
- (7) 夜間、休日あるいは救急の受診で福祉事務所へ連絡ができないときは、医療機関に生活保護を受けていることを伝えて、受診後は福祉事務所へ速やかに連絡してください。

## 病院にかかるとき

病気やケガで通院または入院するときは、あらかじめ、本人または家族が医療カードを持参し、福祉事務所で「医療要否意見書の交付」を受けてから病院を受診してください。

福祉事務所に来ることができない場合は、ケースワーカーに連絡をしてから受診をしてください。なお、休日などの緊急の場合は、医療カードまたはマイナンバーカードを病院窓口に提示して、治療を受けた後、速やかに医療要否意見書を福祉事務所で交付したのち、病院に提出してください。



## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

医師や歯科医師により、後発医薬品の使用が可能と判断された場合は、原則として後発医薬品が処方されます。

ただし、医師や歯科医師が医学的に先発医薬品の使用が必要と認めた場合や、後発医薬品の在庫がない場合、後発医薬品の価格が先発医薬品の価格よりも高い又は同額の場合を除きます。

## 介護扶助（現物支給）のしくみ

自宅や施設などで介護サービスを利用した場合、利用料の1割分の自己負担に相当する金額については、介護扶助として福祉事務所から介護機関に支払われます。

この他に、介護保険を利用した福祉用具購入や住宅改修も介護扶助の対象となります。

また、生活保護開始以降は介護保険料についても生活保護費で補てんされます。



## 介護サービスを利用したいとき

65歳以上の方（40歳～64歳の方は、特別な場合に限り）は、自宅での訪問介護、病院や施設などでの通所介護、あるいは、介護老人福祉施設や介護老人保健施設への入所などの介護サービスを受けることができます。

介護サービスを利用したいときは、まず、介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要かの認定を受けなければなりません。

認定の申請手続については、ケースワーカーにご相談ください。



## 生活保護申請時に確認が必要なもの

生活保護申請の際には、以下の項目について確認させていただきます。  
申請書の提出時に間に合わないときは、初回訪問の時に提示してください。

### 【共通】

- 銀行・信金・郵便局などの通帳（記帳済みのもの）
- マイナンバーカード
- 資格確認書（被保険者証）
- 年金手帳・社会保険事務所発行の加入記録
- 扶養義務者（親・子・兄弟姉妹）の住所・氏名・電話番号

### 【他法関係】

- 身体障害者手帳・療育手帳
- 障がい福祉サービス受給者証
- 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証
- ひとり親家庭等医療受給者証・児童扶養手当証書
- 外国人登録証
- 指定難病医療受給者証

### 【高齢者関係】

- 高齢者医療受給者証
- 介護保険被保険者証
- 年金振込通知書・年金証書

### 【勤労者関係】

- 直近3ヵ月の給与明細書・給与証明書
- 雇用保険受給資格者証

### 【住居に関する書類】

- アパートの契約書・家賃証明書
- 土地および建物の登記済証・登記簿謄本

### 【その他】

- 生命保険証書
- 自動車検査証・運転免許証・自賠責保険証・任意保険証
- 学生証または在学証明書（高校・大学）




---



---



---



---



---



---

じかい 次回  
ほうもん 訪問  
めんせつ 面接  
にちじ 日時

ばしょ 場所

がつ 月    にち 日    じ 時    ふん 分

たんとう あなたの担当ケースワーカーは

でんわばんごう 電話番号

かかり 係の

です

だいひょう 0948-22-5500 (代表)  
ないせん 内線 (    )

こんかいめんせつ 今回面接を担当した相談員は

です

すま あなたのちくお住いの地区のみんせいいいん民生委員

しめい 氏名



れんらくさき  
連絡先



〒820-8501

福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市福祉事務所

<飯塚市役所 生活支援課>

電話 (代表)

(0948) 22-5500

seikatsushien@city.iizuka.lg.jp



## 係・担当地区

課	係	内線番号	主な担当地区
生活支援課	第1係	1212	飯塚市街地・鯉田・横田・立岩・片島
		1213	
	第2係	1211	菰田・柏の森・上三緒・下三緒・鶴三緒・新立岩・新飯塚・徳前
		1221	
		1222	
	第3係	1231	相田・伊岐須
		1232	
		1233	
	第4係	1241	幸袋・目尾・伊川・川津
		1242	
	第5係	1251	穂波・明星寺・潤野
		1252	
	第6係	1261	庄内・颯田
		1262	
1263			
第7係	1271	筑穂・穂波	
	1272		

※担当地区等、詳しいことは生活支援課までお問い合わせください。